

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ 非永住者制度の改正

**Q** : 今年度の税制改正では、非永住者に対する課税について見直しがされたとか。どのようなになったのですか？

**A** : 非永住者の定義が見直されました。

### 【解説】

非永住者に対する税制は、非永住者が海外で稼得した所得のうち、海外で支払われた所得については、課税されないとされていますので、これを悪用した租税回避が行われたりしています。

そこで、今年度の税制改正では、非永住者の定義を見直し、こうした租税回避を規制する処置が行われました。

具体的には、次のような改正がされ、非永住者の対象範囲から「日本国籍を有する者を除く」とともに「過去10年間のうち合計で5年を超えて日本に居住している者は、居住者とする」とする取扱いがされることとなっています。

### (改正前)

居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人をいう。

### (改正後)

居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう。

なお、この取扱いは、平成19年分の所得税から適用されることとなっています。

